

平成25年9月10日（火曜日）決算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
9番	杉沼孝司	委員	10番	辻登代子	委員
11番	荒木春吉	委員	12番	新宮征一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（1名）

13番	佐藤良一	委員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
那須吉雄	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
荒木信行	商工振興課長	安孫子政一	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
安食俊博	病院事務長	荒木利見	教育長
小林友子	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	工藤吉雄	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会

平成25年9月10日(火) 予算特別委員会終了後開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について
- 〃 2 認第 1号 平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 2号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 3号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 4号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 5号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 6号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 7号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 8号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第 9号 平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 11 認第10号 平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 12 認第11号 平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 13 議案説明
- 〃 14 質疑
- 〃 15 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前11時05分

- 丹野敏幸事務局長 初めての決算特別委員会でありますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の新宮征一委員に臨時委員長をお願いいたします。
- 新宮征一臨時委員長 初めての決算特別委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時御協力をお願いいたします。
- ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について

○**新宮征一臨時委員長** 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、私から委員長には辻 登代子委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長には辻 登代子委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

〔辻 登代子委員 委員長席へ〕

○**辻 登代子委員長** 決算特別委員長に任命させていただきました辻 登代子でございます。

皆さんの御協力により決算特別委員長の責務を全うしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、着席させていただきます。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には太田芳彦委員を指名させていただきます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には太田芳彦委員が当選されました。

副委員長より、自席にて就任の御挨拶をお願いいたします。

○**太田芳彦副委員長** 決算特別委員会の副委員長を仰せつかりました太田芳彦です。辻委員長を補佐し、円滑な委員会に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげます。

議 案 上 程

○辻 登代子委員長 日程第2、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○辻 登代子委員長 日程第13、議案説明であります。

初めに、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてまで、当局より説明を求めます。工藤会計管理者。

○工藤恒雄会計管理者 平成24年度寒河江市一般会計及び各特別会計決算について御説明申しあげます。

大要は、本会議におきまして市長から説明申しあげておりますので、私からは各会計の事項別明細書に基づいて御説明申しあげます。

なお、数字の読み上げにつきましては1,000円単位までといたしまして100円以下については略させていただきます。

最初に、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。72ページをお開きください。

歳入では、第1款市税は収入済額は50億3,175万5,000円で、前年度に比して0.4%の増です。

内訳は、固定資産税と都市計画税は前年を下回りましたが、市民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税は増加しております。具体的には市民税は20億2,277万2,000円で、前年度に比して9.0%の増、逆に固定資産税は22億6,217万4,000円で5.4%の減になりました。この結果は、市民税においては企業の業績が回復しつつあることが反映され、一方、固定資産税と都市計画税については土地評価額の低下や企業の設備投資が進んでいないことが減の原因となっておりますのでございます。

74ページ、第2款地方譲与税は1億4,118万円ちょうどでございます。

76ページ、第3款利子割交付金は993万2,000円、第4款配当割交付金は511万8,000円、第5款株式等譲渡所得割交付金は146万3,000円。

78ページ、第6款地方消費税交付金は3億9,799万5,000円で、前年度比プラスマイナスゼロ%でございます。

第7款自動車取得税交付金は4,321万2,000円、第8款地方特例交付金は2,291万2,000円です。

80ページ、第9款地方交付税は46億603万9,000円ということで、前年度比1.7%減でございます。

第10款交通安全対策特別交付金は870万4,000円、第11款分担金及び負担金は2億8,517万9,000円。

84ページ、第12款使用料及び手数料は8,415万5,000円でございます。

90ページ、第13款国庫支出金は13億5,500万5,000円ということで、前年度比16.3%減です。

98ページ、第14款県支出金は10億6,969万2,000円。これは前年度比6.5%の増でございます。

110ページ、第15款財産収入は4,509万8,000円。

112ページ、第16款寄附金は607万円。

114ページ、第17款繰入金は2億2,465万2,000円

116ページ、第18款繰越金3億4,963万円。

第19款諸収入は7億4,821万6,000円。

122ページ、第20款市債は17億2,770万円でございます。前年度比45.8%増でございます。

126ページになりますが、歳入合計は161億6,371万1,000円となり、前年度比0.8%の増でございます。

次に、歳出ですが支出済額を申し上げます。128ページをお開きください。

第1款議会費は2億381万円です。

130ページ、第2款総務費は17億780万8,000円でございます。

次に、160ページ、第3款民生費は45億8,218万9,000円でございます。内訳は、第1項社会福祉費22億1,995万8,000円。

172ページ、第2項児童福祉費21億3,101万7,000円。

178ページ、第3項生活保護費1億9,548万5,000円などとなっております。

183ページ、第4款衛生費でございます。16億7,845万3,000円ということで、内訳は第1項保健衛生費3億4,947万1,000円。

190ページ、第2項清掃費6億9,898万1,000円。

192ページ、第3項病院費6億3,000万円ちょうどでございます。

第5款労働費3,992万7,000円でございます。

第6款農林水産業費3億7,482万2,000円です。

206ページ、第7款商工費でございます。9億5,674万6,000円です。

216ページ、第8款土木費15億2,960万8,000円です。内訳は、218ページ、第2項道路橋梁費3億8,268万7,000円、

224ページ、第4項都市計画費10億3,197万2,000円などでございます。

234ページ、第9款消防費5億4,338万6,000円でございます。

238ページ、第10款教育費17億5,961万1,000円でございます。内訳は第1項教育総務費1億6,843万円。

246ページ、第2項小学校費4億4,366万4,000円。

250ページ、第3項中学校費です。3億4,427万4,000円。

254ページ、第4項社会教育費3億8,963万7,000円

268ページ、第5項保健体育費4億1,360万4,000円でございます。

272ページ、第11款災害復旧費524万9,000円です。

274ページ、第12款公債費21億9,189万1,000円です。

第13款予備費充用は延べ12件、1,626万7,000円ございました。

以上、歳出合計は155億7,350万6,000円となり、歳入歳出差し引き残額は5億9,020万5,000円となりました。これより繰越明許費の翌年度へ繰り越すべき財源、これを差し引いた実質収支は5億6,682万6,000円となります。

また、地方自治法及び基金条例の規定による基金への繰り入れにつきましては、財政調整基金に2億9,000万円、減債基金に1,000万円を行ったところであります。残る2億6,682万6,000円は翌年

度に繰り越ししております。

次に、認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。278ページをお開きください。

歳入、第1款分担金及び負担金1,726万9,000円。

第2款使用料及び手数料5億251万2,000円。

280ページ、第3款国庫支出金1億1,758万7,000円。

第4款繰入金5億9,039万7,000円。

284ページ、第7款市債2億2,800万円でございます。

第8款県支出金は8,783万2,000円などでございます。

歳入合計は15億4,785万2,000円ということでございます。

次に、286ページ、歳出でございます。

第1款公共下水道事業費は6億4,084万2,000円。

290ページ、第2款公債費は8億9,923万5,000円。

293ページ、歳出合計は15億4,007万7,000円でございます。歳入歳出差し引き残額は777万5,000円でございますが、これは繰越明許費に係る財源となるものでございます。実質収支では差し引き残額はございません。

次に、認第3号寒河江市浄化槽整事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

296ページをお開きください。歳入では、第1款分担金及び負担金は673万円、第3款国庫支出金は1,289万円。

298ページ、第4款繰入金は2,218万9,000円

第6款市債は1億3,740万円。

300ページ、歳入合計でございますが1億8,172万1,000円でございます。

302ページ、歳出、第1款浄化槽整備事業1億8,172万1,000円ということで、歳入歳出差し引き残額はありません。

次に、認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。308ページをお開きください。

歳入、第1款使用料及び手数料は78万1,000円でございます。

第2款繰入金は494万4,000円で、歳入合計581万5,000円であります。

次に、310ページ、歳出でございますが、第1款総務費としまして581万6,000円です。

歳入歳出の差し引き残額はございません。

次に、認第5号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。314ページをお開きください。

歳入、第1款国民健康保険税10億1,524万8,000円。

316ページ、第3款国庫支出金は9億385万5,000円。

320ページ、第4款療養給付費等交付金は4億195万4,000円。

322ページ、第5款前期高齢者交付金は9億7,965万9,000円。

第6款県支出金2億191万円。

第7款共同事業交付金4億8,552万6,000円。

324ページ、第9款繰入金は2億8,099万1,000円。

326ページ、第10款繰越金は2億119万1,000円などがございます。

330ページ、歳入合計でございます。44億7,770万6,000円となっております。

次に、332ページ、歳出でございます。第1款総務費5,134万円

334ページ、第2款保険給付費は27億9,634万1,000円。

340ページ、第3款後期高齢者支援金等は5億1,203万2,000円。

342ページ、介護給付金は2億2,890万9,000円。

344ページ、第7款共同事業拠出金5億1,461万1,000円。

348ページ、第9款基金積立金1億3,899万8,000円などになっております。

350ページ、歳出合計でございますが43億3,129万1,000円でございます。歳入歳出差し引き残高は1億4,641万5,000円ではありますが、これは次年度に繰り越ししております。

次に、認第6号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

354ページをお開きください。歳入は、第1款保険料2億8,272万2,000円。

356ページ、第5款繰入金は1億2,576万9,000円。

360ページ、歳入合計でございますが、4億1,999万4,000円でございます。

次に、362ページ。歳出でございます。

第1款総務費は471万6,000円。

364ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金4億315万9,000円などになっております。

366ページ、歳出合計でございますが、4億1,327万5,000円となりまして、歳入歳出差し引き残額671万9,000円は翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第7号平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります、370ページをお開きください。

歳入は、第1款保険料5億9,162万3,000円。

第3款国庫支出金は7億7,122万1,000円。

372ページ、第4款支払基金交付金8億9,406万5,000円

374ページ、第5款県支出金4億7,843万9,000円。

376ページ、第7款繰入金4億9,584万4,000円などがございます。

380ページ、歳入合計でございますが、32億7,818万2,000円でございます。

次に、382ページ、歳出ですが、第1款総務費8,720万6,000円

384ページ、第2款保険給付費30億2,116万円でございます。

388ページ。第4款地域支援事業費7,442万7,000円

392ページ、歳出合計32億4,042万2,000円ということで、歳入歳出差し引き残額3,776万円は翌年度に繰り越しをしております。

次に、認8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定であります、396ページをお開きください。

歳入は、第1款分担金及び負担金1,377万円。

第2款繰入金817万円。

第3款繰越金345万5,000円などでありまして、398ページ、歳入合計2,541万6,000円となりました。

次に、400ページ、歳出でございますが、第1款介護認定審査会費2,220万円ちょうどでございます。

歳出合計も同額ということで、歳入歳出差し引き残額は319万6,000円となり翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）の歳入歳出決算の認定についてであります。404ページをお開きください。

歳入は、第1款高松財産区が22万9,000円。

406ページ、第2款醍醐財産区が21万7,000円。

410ページ、第3款三泉財産区が31万2,000円ということで、412ページ、歳入合計は76万円でございます。

414ページ、歳出でございます。第1款高松財産区が13万5,000円。

第2款醍醐財産区が15万3,000円。

416ページ、第3款三泉財産区が16万4,000円ということで、418ページ、歳出合計は45万2,000円となりました。

歳入歳出差し引き残額は30万7,000円ということで、翌年度に繰り越しをしております。

以上、一般会計及び各特別会計の決算の概要について補足説明申しあげましたが、詳しくは主要な施策の成果に関する説明書をごらんくださいますようお願い申しあげます。

続きまして、認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申しあげます。資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、1ページ、収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は第1款病院事業収益17億4,104万4,000円、支出、第1款病院事業費用17億6,851万7,000円でございます。

次に、3ページ、資本的収入及び支出ですが、収入、第1款資本的収入は1億4,902万5,000円ということで、内訳は第1項企業債が8,540万円、第2項他会計負担金が6,362万5,000円です。

支出の第1款資本的支出は1億9,098万6,000円でございます。内訳は第1項建設改良費が2,564万3,000円、第2項企業債償還金が1億6,534万2,000円です。

支出額に対する収入不足額4,196万1,000円は損益勘定留保資金などで補填をしております。

次に、5ページ、損益計算書です。

1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計12億4,883万7,000円です。

2の医業費用は合計17億3,255万5,000円ということで職員の給与費、診療材料費、委託料などがございます。

3の医業外収益、これは、他会計負担金、他会計補助金などで4億9,051万7,000円でございます。

4の医業外費用は、企業債利息など3,427万2,000円でございます。

この結果、2,747万3,000円が当年度純損失となり、当年度未処理欠損金は6億5,474万3,000円となりました。

次に、6ページ、剰余金計算書でございます。

利益剰余金の部、1の欠損金は、繰越欠損金年度末残高6億2,727万円に当年度純損失の2,747万3,000円を加えました6億5,474万3,000円でございます。

資本剰余金は、1の国庫県補助金の当年度末残高1億2,535万3,000円に2の他会計補助金の当年度末残高3,400万円を加えました1億5,935万3,000円でございます。

次の欠損金処理計算書でございますが、当年度末処理欠損金6億5,474万3,000円を平成25年度に繰り越すものであります。

次に、7ページ、貸借対照表について申しあげます。

資産の部、1の固定資産は建物構築物、器械及び備品、車両の取得及び処分による増減並びに減価償却累計額の増減によりまして合計額が13億778万8,000円となり、これに無形固定資産5万1,000円を加えた合計は13億714万円になっております。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で合計は2億6,739万8,000円でございます。

3の繰延勘定は、控除対象外消費税額が569万5,000円でございます。この結果、資産合計額は15億8,093万4,000円でございます。

次に、8ページの負債の部。4の流動負債は一時借入金及び未払金合わせまして2億1,238万8,000円となりました。

次に、資本の部は、5の資本金は自己資本金及び借入原本金を合わせまして18億6,393万6,000円でございます。

6の剰余金は資本剰余金合計が1億5,035万3,000円で、欠損金合計が6億5,474万3,000円です。剰余金合計はマイナス4億9,539万円です。

その結果、資本合計は13億6,854万5,000円、負債資本合計は15億8,093万4,000円でございます。

なお、10ページ以降に事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書等を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、一般会計並びに各特別会計、そして市立病院事業会計の決算について説明を終わらせていただきます。

○辻 登代子委員長 次に、認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、阿部水道事業所長。

○阿部 誠水道事業所長 認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定につきまして御説明申しあげます。

決算書1ページから4ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度寒河江市水道事業決算報告書でございます。

まず、1ページ、2ページの(1)収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益決算額は前年度比2.4%減の11億5,060万6,786円でございます。支出の第1款水道事業費用決算額は前年度比1.6%減の9億1,242万8,780円でございます。

次に、3、4ページの(2)資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入決算額は2,775万4,570円でございます。

支出の第1款資本的支出決算額は5億264万4,296円で、収入額が支出額に対して不足する額4億7,488万9,726円につきましては、欄外下段に記載されておりますが、内部保留資金等で補填しております。

5 ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度寒河江市水道事業損益計算書でございます。なお、これより以降につきましては消費税を含まない金額になりますので、よろしく願い申しあげます。

1 の営業収益は10億8,070万8,055円で給水収益が主なものでございます。

2 の営業費用は8億2,147万4,252円で、水道施設の維持管理費や人件費など営業活動に要した経費でございます。

3 の営業外収益は1,548万353円で、下水道使用料徴収と事務委託金が主なものでございます。

4 の営業外費用でございます。4,769万8,735円で企業債の支払い利息等でございます。

5 の特別利益はございません。

6 の特別損失につきましては584万1,999円でございます。過年度分水道料金還付金、不納欠損金等でございます。

この結果、当年度純利益といたしまして2億2,217万3,422円でございます。

また、当年度末処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金5,277万5,318円を加えまして、2億7,394万8,740円となります。

6 ページをごらんください。平成24年度寒河江市水道事業剰余金計算書でございます。平成24年度末の積立金は、1 の減債積立金6,280万6,517円と2 の建設改良積立金7億5,224万6,140円を合わせ8億1,505万2,657円となっております。

3 の未処分利益剰余金でございます。(1) 前年度末処分利益剰余金は平成23年度決算での未処分利益剰余金で2億8,677万5,318円でしたが、(2) 前年度利益剰余金処分額のイの減債積立金に4,000万円、ロの建設改良積立金に1億9,400万円を積み立てし、残りの5,277万5,318円を繰越利益剰余金として処理しております。

(3) の当年度純利益2億2,117万3,422円に先ほどの繰越利益剰余金5,277万5,318円を加えまして、当年度の未処分利益剰余金は2億7,394万8,740円となりました。

7 ページをごらんください。資金剰余金でございます。1 の給付金は増減がなく、1,399万円でございます。

2 のその他資本剰余金は資本的支出に充てた工事負担金等が新たに2,847万4,808円発生しましたので、当年度末の残高は29億7,519万7,915円となりました。

3 の受贈財産評価額は増減がなく、7,312万7,578円でございます。その結果、翌年度に繰り越される資本剰余金の合計額は30億6,231万5,493円となります。

8 ページをごらんください。平成24年度寒河江市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

1 の当年度末処分利益剰余金は先ほど申しあげましたが、2億7,394万8,740円でございます。2 の利益剰余金処分額(1) 減債積立金に4,000万円、(2) 建設改良積立金に1億8,100万円、合計2億2,100万円を積み立てし、3 の翌年度繰越利益剰余金として残額の5,294万8,740円を平成25年度に繰り越ししようとするものでございます。

9 ページ、10 ページをごらんください。平成24年度寒河江市水道事業貸借対照表でございます。

資本の部でございます。1 固定資産(1) 有形固定資産でございますが、年度末現在高から各資産の減価償却額を差し引いた有形固定資産の合計額は85億2,056万7,559円となります。

(2) 無形固定資産48万6,310円と合わせまして固定資産の合計額は85億1,105万3,869円となり

ます。

2の流動資産でございますが、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品の合計額でございます12億1,658万5,987円となり、資本合計では97億2,763万9,856円となります。

10ページをごらんください。負債の部でございます。3の流動負債は(1)未払金、(2)預り金(3)その他流動負債で、負債合計では1億2,654万8,334円となります。

次に、資本の部でございます。4の資本金は(1)自己資本金、(2)借入資本金で資本金合計では54億4,977万4,632円となります。5の剰余金は(1)資本剰余金、(2)利益剰余金で、剰余金合計では41億5,131万6,890円となり、資本合計では96億109万1,522円となります。その結果、9ページの資産部合計と、10ページの負債資本の合計は同額の97億2,763万9,856円となるものでございます。

以上、水道事業会計決算について概要を御説明申しあげました。よろしくお願ひ申しあげます。なお、12ページ以降に決算付属資料を添付しておりますので、御参照くださいますようお願い申しあげます。よろしくお願ひします。

○辻 登代子委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 1 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○辻 登代子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○辻 登代子委員長 日程第14、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また答弁も要領よくされますよう御協力願います。

最初に、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありますか。新宮委員。

○新宮征一委員 ページ数が73ページです。

これは例年のことながら、決算書が配られますとまず真っ先に目につくのが市税の収入未済額が非常に多いということであり、今回も不納欠損額と合わせますと3億6,300万円余りが入ってこないという、未納になっているという状況になるわけですが、今回の監査意見書を見ますと、コールセンターによる電話の催告であるとか、あるいは債権等の差し押さえなどもあって、そういった要因から市税全体の収納率が0.3ポイント上昇した。こういうふうになっております。しかも、県内類似9市の中でも上位となっているというような、意見書の中でも見られるわけであり、ます。

このことについてはこれまでも複数の質問がなされてきました。それに対して当局からも、さまざまな角度からいろんな方法、やり方なども考えながら収納率のアップに努めてまいりたいと、こういう答弁をいただいておりますので、今回はあえてこの問題についての具体的な質問は控えさせていただきます。ただ9市のうちでも上位だから、あるいは0.3ポイント上昇したからということで、改

善の兆しが見えるわけですが、ただそれにあぐらをかいているということではなくして、これまで以上に自主財源の最も根幹になる市税なわけですからより一層の努力をしていただきたいということを強く要望をしておきます。

それで、同じ73ページ、75ページにまたがるわけですが、特に目についたのが軽自動車税の収入未済額、それから不納欠損額がちょっと数字的にも目についたんです。軽自動車というのは自動二輪から四輪の車まであるいは大型特殊までいろいろ車種があって、排気量によっても税額そのものも変わるのでありますけれども、何については何件で幾らというところまでの詳しい内容はきょうは要りませんが、全体で何件ぐらい524万4,941円、これについて何件ぐらいなのかまず数字を教えてください。

○辻 登代子委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 全体の数字はありますけれども、車種別の何件というものは手元に持ってきませんでしたので、ここではわかりかねるところであります。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 先ほども申しあげましたように、車種とか排気量によっても違うわけなので、細かく全ては要らないんですけれども、総体で何件ぐらいかも資料がないということですか。いや、なければそれで結構です。ただ、その中に、資料を見ないとわからないということであればやむを得ないんですが、単年度で発生したものでなくて、滞納が2年、3年とかに複数年になっているものはどのぐらいあるのかおわかりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 軽自動車税では、平成24年度が28万200円、23年度が1万1,200円。不納欠損額ですけれども、平成22年度処分より前が約27万円ぐらいございます。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 委員長、ちょっと聞き取れない部分もあったんですが、22年度のものもあるという答弁だったんですか。一番長いものでは22年からのものもあるということなんですか。もう1回お願いします。この部分で。

○辻 登代子委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 先ほどの件数というのが今見当たりましたので、御報告しますと、軽自動車税につきましては156件でございます。平成24年度分に不納欠損としたものが28万200円ございます。23年度分として課税した不納欠損としたものが1万1,200円あります。22年度分が7,200円、21年度分が16万400円、20年度分が9万5,200円ということでございます。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 平成20年からもう滞納になっているということで、なお要望なんですけれども、私軽自動車を持っていないので、普通車きりないのでわからないんですが、普通車の場合ですと2年に1回の車検の際に納税証明書を提示しないと車検は受けられないんですね。したがって、その時点である程度の規制がかかっているという状況なんですけれども、軽自動車の場合は車検の際に納税証明書というのが必要ないんですか。

○辻 登代子委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 四輪の場合ですと車検は必要ありますけれども、50ccとかあるいは耕運機につ

いている分とか、そういうものもたくさんありますので、台数的にはそちらのほうがうまいと思いますので、そういう分が残ってきているという御理解に立っていただければと思います。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 わかりました。

50cc以下とかそういうものは、四輪車以上でないと車検がないということで、納税証明書がなくとも未納のままでも日常的にも使えと、何ら支障がないという捉え方になってしまうのでしょうか。仮に言えば、バイクの場合、50cc以下の場合で結構ですけども、納税未納であっても日常何ら支障なく使用できるという状況なのかどうか、その辺ちょっと。

○辻 登代子委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 道路を乗ることにつきましては、当然ながらバイクにつきましても自賠責等がなければこれは違法になりますけれども、税金に関しては特段納めていないから乗って悪いということにはなかったように記憶していますけれども。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 なるほど、これは道交法からいけば税金どうのこうののではないということなので、これは必ずしも関連するものではないと思いますが、これはもう平成20年からと5年間も未納になっている、こういったものに対しての手当てといたしますか、こちらからの対応ですね。

例えば、さっきも見てきたんですが、条例では見当たらなかったんですが、何年未納した場合には標識の返納を求めるとか、そういった規定というものはないのでしょうか。

○辻 登代子委員長 那須市民生活課長。

○那須吉雄市民生活課長 今委員がおっしゃるようなそういう規定にはなってございません。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 確かに、自賠責というのは法律で決められているものですから、これに加入していなければ乗れないというのは当たり前のことなので、ただ市税としての軽自動車税は市の条例によって定めているわけですから、納めないままに何年でも乗ってられるというのはちょっと一般的に考えて、法治国家としては多少疑問が残るんですね。

これらに対して今ここでそれ以上の答弁は求めませんが、何らかの手だてを今後考えていただきたい。ここで五百何十万円の金額が入ってくるとこないとは大変大きな、財源が乏しくなるわけですから、何らかのそういった規制を設けないと条例で定めているんですよ。市税条例の中で、軽自動車税ということで、第3項で定めているわけですから、それで納めないまま4年も5年も乗ってられるというのは一般常識では考えられない部分ですので、ひとつ今後の課題として検討していただきたいということを申しあげておきます。

次に、続けてよろしいですか。

○辻 登代子委員長 はい。

○新宮征一委員 次に、これは去年も指摘したところなんですけれども市営住宅の……。

○辻 登代子委員長 ページ数をお願いいたします。

○新宮征一委員 87ページです。市営住宅の収入未済額が今回出された決算では239万1,300円ということで、のっかっております。昨年も申しあげたんですが、昨年お聞きしたのは委員長報告に対する質疑の中で申しあげたものですから、当局からの詳しい説明を得ることができませんでした。一

方的に、委員長に対する質疑であったために。だったんですが、去年の段階で平成23年度の決算でも118万3,000円、平成22年度が87万8,000円ということで、30万5,000円が平成23年度でもアップしておったんですけども、今回はそれをさらに上回る、倍以上なんですね。120万8,000円が、平成23年度と比較してふえている。

これは去年もそれなりのことは申しあげたんですが、市営住宅というのは本当に住宅の困窮者に公営住宅として市でそれを建設し、管理をし、与えているわけで、例えば1戸2戸のあきが出た場合でも即入居者を募集して、選考委員会で選考して1人、2人きりは入れない。しかし、申込者というのは本当に多くて20人から30人もいるというのがこれまでの流れ、現在はどうなっているか実態はつかんでおりませんが、入りたくても入れない人が非常に多いんですね。これを家賃が納まらないからということで、そのまま入居されているということ自体が、これも先ほどの軽自動車税ではありませんけれども、税の公正性あるいは公平性、あるいは公営住宅という性格からいっても非常にバランスが崩れているのではないかと考えられます。これについても複数年度の未納者があるのではないかなと思いますので、年度別に教えてください。

○辻 登代子委員長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 お答えします。

今年度、平成24年度までですけれども、21年度に1件、22年度が3件、23年度が5件、24年度が27件という状況でございます。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 これも平成21年度から始まって24年度まで毎年ふえている状況なんですけれども、これは去年も申しあげたと思うんですが、保証人。入居する段階で選考委員会で選考されて決定された後に実際に入居する契約をする段階で保証人というのをつけているはずなんですけれども、保証人のほうに、保証人に対する市のほうからの催告といいますか、保証人であるがゆえにあなたのほうで納めてくださいという、前から複数年になっているものに対してはそういう手当てはなさっているのでしょうか。

○辻 登代子委員長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 滞納者だけでなく保証人を交えて面談など行っているところでございます。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 保証人にも当然ながらごく当たり前のこと。それでもこれだけのものが残っている。その原因としては何が挙げられますか。主な原因は。

○辻 登代子委員長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 原因といたしまして、一身上の都合で仕事をやめた方とか病気などの理由とか精神的なところとかあるわけでございます。うちのほうとしては継続的に滞納者と保証人を含めて交渉していきたいと考えているところです。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 確かに、非常に難しい問題だとは思いますが、何回も言うようなんですけれども、公営住宅という性格からいった場合、2年も3年も未納のまま入っていられるということ自体が私はおかしいと思うんです。民間のアパートであれば即退去させられる状況だと思うんです。保証人も

仕事がなくなった、あるいは経済的に厳しい状況になったということで、やむを得ないという判断をなさっているんだと思いますけれども、保証人をつける段階で保証人の欄に署名をして捺印をただけで、単なる書類だけの保証人になっているのではないかという気がするわけです。

したがって、今後入居者が選定されて入居契約をする段階、保証人をつけるわけですから、その場合に単なる書面での添付だけの義務ではなくて、保証人ときちっと面談をして1年滞納の場合にはあなたのほうから全部保証してもらいますよという保証意思そのものの確認もしていかないと、単純なペーパーだけの書類が完備したからというものだけでは困るような気がするので、これまでの流れで保証人との面談をしたという経過はございませんでしょうか、契約の段階で。

○辻 登代子委員長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 契約の段階では保証人との面談というのはやっていない状況でございます。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 やはりそこが問題だと思うんです。入居者は、どなたか親戚の人にまず迷惑かけないから保証人になってける、いかんべということで、例えば納税証明書とか所得証明書とかそういった書類はつけていると思うんですが、そういったペーパーをもとに判断して本当に保証する能力があるのかどうか、その辺も確認しないままにペーパーだけでもって判断してきたというのが実態だという、今あったように。それでは本当の意味での保証人としての資質に乏しいのではないかなという部分なども見えない部分があると思いますので、これは先ほどの軽自動車税ではありませんけれども、今後の対応として何らかの一つ一つそういった方法を模索しながら、今後の収納率のアップに努力していただきたい、努めていただきたいということをこれも強く要望しておきます。以上です。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。杉沼委員。

○杉沼孝司委員 ページ数81、主要な施策の成果に関する説明書のページをあわせてください。
地方交付税……。

○辻 登代子委員長 マイクを近づけてお願いします。

○杉沼孝司委員 地方交付税と特別交付税を合わせますと46億600万円となっておりますが、特別交付税が昨年度から比べまして7,600万円ほど少なくなっております。4億8,900万円、その主な要因は何なのかと、そのページの一番右側にあります財政力指数が年々落ちてきておりますけれども、それらの要因についてお願いをしたいと思います。

○辻 登代子委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、特別交付税の減額の件でございますが、平成23年につきましては震災の翌年度ということで、震災についての特別交付税があったかと思えます。その部分が24年度についてはなくなっている、減っているということでございます。

財政力指数でございますが、財政力指数については委員もおわかりのことと思いますが、財政力指数は当該年度を含めて過去3年間の平均であらわしているところでございます。平成23年度につきましてはそういうことから平成21年度、22年度、23年度の平均で財政力指数を出してきて、その結果0.501だったと思えます。今年度につきましては当該年度含めて3カ年ということで、今度は22年、23年、24年ということで、出してきた結果が0.491ということで、減になった経過でございますが、平成21年度の積算に用いました財政力指数、これが0.522ということで、結構高い数字だ

ったんですが、24年度の算出に当たっては21年度の数字を加味しなくなったという結果から、財政力指数が単純に落ちてきたということでございます。以上でございます。

○辻 登代子委員長 杉沼委員。

○杉沼孝司委員 それでは、単年度ごとの財政力指数を平成21年度は今あったわけですから、22年度から24年度までの単年度の財政力指数を教えてくださいたいと思います。

○辻 登代子委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 平成23年度につきましては0.498、24年度につきましては0.494でございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 平成22年度が抜けていました。22年度につきましては0.484でございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは114ページ、16款寄附金のことについてお伺いしたいと思います。

ここに書いてある数字はいわゆるふるさと納税によって納めていただいた数字だと思いますけれども、具体的にこちら何名ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○辻 登代子委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 ふるさと納税の件数ということでございますが、平成24年度の件数につきましては23件の件数がございました。

○辻 登代子委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 こちら、例えば市税と比べますと600万円と非常に金額は少ないんですけども、これを納めていただいている方というのは寒河江市以外に住んでいる方で寒河江の絶大なる応援団だと思いますので、ぜひこちらの数字を上げていただければと思います。

特に、金額というよりも人数だと思えますけれども、例えば平成24年度で全国でふるさと納税が多いところというと、鳥取県米子市というところになりまして、そちらだと7,226件、合計金額が8,900万円という数字が上がっております。もちろん金額が多いということももちろんなんですが、自分の市以外に7,200人以上の応援団がいるというのは非常に心強いと思いますので、ぜひこちらしていただける方を上げるように、特に米子市の取り組みとしてはホームページ上で申し込んでクレジットカードですぐ決済できるという非常にやりやすいシステムなんかもやっていたらいいと思いますので、ぜひこちら、ふるさと納税が伸びるように、ぜひ検討していただければと思います。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。國井委員。

○國井輝明委員 済みません。あらかじめ申しあげますけれども、もし的外れだったら大変申しわけございません。

83ページ、意見書の15ページになりますけれども、右側意見書を拝見させていただいたときに第10款分担金及び負担金というところで、下の文章を見ますと保育所の関係です。保育料。不納欠損額53万1,110円という額となぜこのようになっているのか1点と、収入未済額ですね、現年度で40万8,300円ということで、出ておりけれども、現年度で収納率99%ということで、これまでの合計として滞納繰越分として97.3%となっておりますけれども、本来保育料というものは100%であるのが当然かなと正直思うのであります。こういった額が生じた理由というものをまずお聞かせ願いたいと思います。

○辻 登代子委員長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答えいたします。

収納未済額が生じた理由ということでございますけれども、お話がありましたように当年度分、現年度分として40万8,300円が生じておりますけれども、これについてはやはり昨今の経済情勢ということで、口座引き落とし等をしているわけですが、残高不足で引き落としできないという事例がこのように生じているということで、現年度8名の方がいらっしゃるわけですが、このような経済情勢のあらわれということで理解をいたしておるところでございます。

○辻 登代子委員長 國井委員。

○國井輝明委員 不納欠損額になっているという、その理由というところはどうなんでしょうか。

○辻 登代子委員長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答えいたします。

不納欠損2件ございます。1件の方につきましては現在北海道に転居したというところまではつかんでおるんですが、その後の行方というものがつかめませんために、また5年間が過ぎていくということで、時効にもなっているということです。もう1名の方でございますけれども、やはり消滅時効ということで、不納欠損処理をしたということでございます。

○辻 登代子委員長 國井委員。

○國井輝明委員 理由はわかりました。

先ほど、新宮委員からも市営住宅のお話がありましたが、保育料のほうで450万円を超える額になっているということですので、この辺の金額も正直高く思っております。その辺の収入未済額をいかに納税していただく、徴収するかという方法を今後どのようにお考えなのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

○辻 登代子委員長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答えいたします。

収入未済額の中身は先ほど申しあげましたように現年度が40万8,300円、そして過年度分が450万5,000円ということで、ほとんどが過年度分なわけですが、御案内のように今児童手当を支給しているわけですが、その主な未納対策といたしましては保育料の未納等がある場合は特別徴収ということで、いわゆる天引きをすることができるという制度がございます。これを最大限有効に活用させていただきまして、可能な範囲で天引きをしながら保育料の未納に充当させていただいている現状でございます。未納者につきましてはこの制度の活用によりまして着実に毎年減ってきておりますし、この大半は解消できるものと見込んでおるところでございます。

○辻 登代子委員長 國井委員。

○國井輝明委員 今回は、保育料に関して質問させていただきましたが、給食費等も含めて、まずきちんとお金をお支払いしている市民がほとんどであります。そういった真面目に納めている市民の気持ちを考えたときに、ある程度の理由があつて納められないのはもちろん理解しましたが、きちんと支払い能力のある人からはお支払いしてもらうように今後もきちんとしていただければなということを一言申させていただいて質疑を終わります。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 今、給付金のふるさと納税に関して、後藤委員からお話があったのですが、全国的には米子市がトップだそうではありますが、この前県内の状況も出ておりますが、白鷹町がトップだ

ったかなと思っておりますけれども、そこで私も気づかなかったんですが、いろいろな対応をとられているんですね。季節のものを納税をしていただいた方に送っておるような形もありますし、やはりそうしたことも私は必要なんじゃないのかなと思うんですが、寒河江市ではどのような、ふるさと納税した方にはお礼を含めてどういう形をなされているのかお伺いしたいと思います。

○辻 登代子委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 寒河江市におきましても、高額の寄附者につきましてはまごころふるさと便とか、そういうやつで季節の贈り物などをしながらお礼をしているところでございます。

○辻 登代子委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 額の多少にかかわらず、そうしたお礼をすべきだと思いますし、今後とも続けていただきたいと思うわけでありまして、次に監査委員にお尋ねをしたいと思うんですが、監査委員の意見書に前には、県内13市だか7市だか忘れましてけれども、資料がついておりました、決算に関する資料がついておったんですが、今回からついておりませんが、そのわけを教えてくださいたいと思います。

○辻 登代子委員長 大沼監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 お答え申し上げます。

今、内藤委員からお話がありましたように昨年度までと資料が、構成が変わっております。この間の事情を若干御説明申し上げますと、13市で連絡会等を私どもつくっておるんですけれども、ある団体でこういうお話が出まして、議会に決算認定として、議案を出す前にその内容について外部にお示しするのはいかがなものかという声がありました。その声を受けまして、私ども各団体に、今内藤委員からお話がありました資料についてはあくまでも私どもが外部に公表するということではなくて議会の審査をしていただく上での参考にするということで、これまで情報交換ということでお互いやってきたわけでありまして、そんな経過を踏まえましてちょっとうちは出せないという団体がかなりございまして、そんな経過を踏まえまして残念ではありましたが、今年度につきましてはこのような資料の掲載にさせていただいたということでございます。以上でございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 58ページ、新寒河江温泉の使用料、650万4500円の関係、この内訳を教えてくださいたい。

○辻 登代子委員長 川越委員、58ページですか。（「85ページ、大変失礼しました」の声あり）85ページ。寒河江温泉について。奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 新寒河江温泉の使用料ということでございますが、寒河江市で分湯しております施設の使用料でありまして、シンフォニーさんが299万円ほど、グリーンカーパークさんが419万8,000円ほど、寒河江自動車学校さんが20万4,000円ほどでございます。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 以前は、市民浴場特別会計だったからわかるんですが、市民浴場も今指定管理になっているということで、新寒河江温泉の源泉を使って市の市民浴場、そして今あったような民間の施設、それから、たしかロードヒーティングにも温泉熱を利用しておったような記憶しておるんですが、そういう部分の、市で使う場合には見ないのかなのか、この辺の関係があるものですか

ら、あるいは市民浴場が指定管理者になってからの部分、どれぐらいになっているのか、いろんな資料を今回見てもわからないので、そこら辺の状況を教えてください。

○辻 登代子委員長 那須市民生活課長。

○那須吉雄市民生活課長 市民浴場に関しては委員がおっしゃる85ページの中に土地建物使用料、これについて金額があります。多少ですが、4万5,260円ですね。それから市民浴場2万9,450円と指定管理の部分も含めると3万9,260円です。失礼いたしました。

歳入全部ということですので、雑入で123ページになりますが、その他雑入の中で御案内のとおり、市民浴場、指定管理の部分については収益があった場合にはその60%を私のほうでいただくことになってございます。その金額が325万8,000円ということですのでございます。以上です。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第5款から歳出第8款までについて質疑はありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 197ページ。担い手新規農業支援事業ということで、290万円ほどありますけれども、新しく新規に事業をされた農家が何名で規模はどれくらいなのか教えていただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 お答えいたします。

新規就農者につきましては、この事業を活用した方、昨年3名の方がいらっしゃいました。トラクターとか園芸ハウスを導入しております。以上です。

○辻 登代子委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 その農業の規模はわかりませんか。

○辻 登代子委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 それぞれ新規就農の方でございまして、1人が園芸ハウス、およそ10アールほどの園芸ハウスをつくって昨年整備いたしました。あとはトラクターの導入、それからさくらんぼの管理機械の導入ということの内容でございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 8款もいいんだっけ。

○辻 登代子委員長 8款まで。

○沖津一博委員 233ページ、住宅建築推進事業でありますけれども、4,900万円ほどありますが、件数と経済効果、波及効果のほどを教えてください。

○辻 登代子委員長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 住宅建築推進事業の件数ですけれども、325件となっております。総事業費は9億6,800万円ほどでございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 207ページ、6の2の1の関係ですが、森林・林業・木材産業づくり交付金の関係

です。これは、木材であれば国産材とか輸入木材でもいいのか、この制度自体、やはり地場の林業を育成していくということからすればそういう規制があるのかなという気がするんですけども、その制度自体を教えてください。

○辻 登代子委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 お答えいたします。

森林・林業・木材産業づくり交付金の事業でございますが、これにつきましては業者の方、これは法人として申しあげたシェルターが3次元プレカットの機械を導入するための、これに対する支援でございます。以上です。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 主要な事業の報告書を見ればわかるんですが、林業の振興という趣旨からすると、国産の木材を使うという要件があるのかどうなのか、輸入木材でもいいんだ、木材であれば何でもいいんだということなのか、国で出しているこの制度の趣旨をお尋ねをしたんです。

○辻 登代子委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 使用する材料については国産材となっています。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 そうしますと、その辺はきちっとチェックなっているという理解でいいわけですね。

○辻 登代子委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 現地に機械を導入した際にも検査にも赴いています。その際、材料についても確認させていただいているところでございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 215ページ、7の1の4、観光キャンペーン事業負担金の関係です。2,175万2,000円の関係ですが、これは昨年の事業について議会でもお尋ねをしておるんですが、その際当局から説明回答がありました。その後、委託を受けた事業者が私のところに来てその報告は間違っていましたということがあったわけでありまして、当局にはどういふふうになっていた、当局からいただいた資料が事実と違ふと、こういうことがあったわけですが、その辺はどうなっているでしょうか。

○辻 登代子委員長 安孫子さくらんぼ観光課長。

○安孫子政一さくらんぼ観光課長 ただいまの質問につきましては、さくらんぼキャラバンのことということで御理解してよろしいでしょうか。

さくらんぼキャラバンについては、さきに一般質問でもございましたけれども、JTBに委託をしてツアーを企画していただいて、来ていただいた内容が事業の内容として組まれておったものでございます。そのツアーの参加者の数、それから入園されたさくらんぼ観光園の園地、それから人数等については委託をしましたJTBから報告を受けまして、それらに基づいてお答えを申しあげたところでございますので、市といたしましてはその報告書が正しいものと理解をしております。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 そうしますと、私その後きちっとJTBから違ふということがありますので、それは受け取ったものをコピーして市から私もらいました。したがって、市としてはそういう判断だったと思います。その時点では。しかし、その後違ふということが明らかになっていますので、きち

っと調査をしていただきたい。

過去にもJTBとの関係で、古くなりますけれども、非常に問題があって議会で取り上げたことがあります。したがって、そういう部分につきましては、監査委員もこれに基づいて監査して問題なしという、きのうもありますので、監査報告の中に。したがって、そういう事実がありますので、調査をしていただきたいと思います。そのことについての見解だけ伺っておきます。

○辻 登代子委員長 安孫子さくらんぼ観光課長。

○安孫子政一さくらんぼ観光課長 私のほうでは、その後JTBにも内容についても再度確認をしたわけがございますけれども、それらの内容について誤っているという訂正の報告等は受けておりませんでしたので、その回答のということで、受けとめておったところがございます。

なお、今委員から御指摘があった件につきましては再度確認をいたしたいと思います。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第9款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。杉沼委員。

○杉沼孝司委員 239ページの避難所看板設置事業委託料で89万3,000円あります。この中でよく言われるのが、避難所がどこどこになっているのか、設置場所がわからないという意見がございます。したがって、市報やいろんな機会にいろんなところで案内はあるものと思っておりますけれども、改めて市民にどこどこに避難所が設置になっているんだということをお知らせする方策、委託事業の中に入っているのかいないのかについてお聞きしたいと思います。

○辻 登代子委員長 富澤総務課長。

○富澤三弥総務課長 お答えしたいと思います。

市民のほうに避難所の全体的な位置をお知らせするというところまでは、こちらではないということでございます。あくまでも看板の設置業務でございますので、今後防災等の図面等も含めて市民への周知については随時検討してまいりたいと考えております。

○辻 登代子委員長 杉沼委員。

○杉沼孝司委員 それでは、できるだけ早く、看板設置したけれども、ここどこにあるか行ってみないとわからないという状況では、どこにあるかさえわかれば安心できるという話もされておりますので、できるだけ早くそういう施策をお願いしたいと思います。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 247ページ、10の2の1及び10の3の1の関係でお尋ねをします。学校の施設の管理の関係です。

私、学校に最近行って特にこの間の大雨以降感じておるんですが、グラウンドの周囲に側溝あるのね。もちろんグラウンドそのものが暗渠排水になっていますけれども周囲に側溝がつくられているんです。そして雨が降れば排水なるようになっているんですが、全部私が回ったわけじゃなくて高松小学校と陵西中学校を見る限りにおいては非常にそこが詰まっていて、暗渠はそれなりになっていて、雨降るとあふれて周囲に泥や何かこうなっている状況なんですね。したがって、年に1回ぐらい泥を上げておくと、非常にグラウンド長寿命化できるんじゃないかと思っていましたので、これまでもグラウンドの管理としてそういう側溝の泥上げみたいなことをどれぐらいのサイクルでやられてきているのかも含めてお尋ねをしたいと思います。

○辻 登代子委員長 小林学校教育課長。

○小林友子学校教育課長 お答えいたします。

学校の側溝等についてはP T A等で泥上げなんかもしていただいているところでありまして、側溝の詰まり等については管理課で対応する形になっております。委員から御質問があった件なんですけれども、こちらでも至急調査をして対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 私でも、今課長が言われたように側溝の泥上げなんていうのはP T Aなんかやっている、あるいは用務員さんがやってくれていると、これまで、そして本当に地下の排水管が詰まったときなど私どもも相談を受けて、地元の消防などをお願いをしながら消防ポンプで詰まっているところを抜いたりなんかしてきておったんですが、やはり見てみると全部ふたかかっている部分はずっとあるし、P T Aの役員だけですするという用向きでないなど実は見ているんです。

したがって、今点検して対応するということでもありますけれども、ぜひそういう形で全部の小中学校を点検しながら、毎年1回そういう対応をしてくれると非常にいいコンディションでさらに長もちさせられるのではないかと思いますので、ぜひ対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてに対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○辻 登代子委員長 日程第15、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、認第9号
厚生分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号
建設経済分科会	認第1号中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号、認第4号、認第11号

散 会 午後2時00分

○辻 登代子委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。